

【第4期】第7回松本市子どもにやさしいまちづくり委員会会議録

1 日時

令和4年10月7日（金） 午後2時00分から午後3時30分まで

2 会場

大手公民館 大会議室

3 出席者

(1) 委員

荒牧委員（テレビ会議）、森本委員、高橋委員、山本委員、赤井委員、井坪委員、幅委員、鳥谷越委員、藤沢委員、渋谷委員、加藤委員、白井委員、中島委員

（15名中13名の出席があり、過半数を満たすため、松本市子どもの権利に関する条例施行規則第16条第2項に基づき、会議成立）

(2) 関係課

こども福祉課、保育課、学校教育課

(3) 事務局

こども部長、こども育成課長、こども政策担当係長、児童担当係長、子どもの権利相談室長、こども政策担当職員

4 あいさつ（会長）

みなさんこんにちは。来年の4月に施行されるこども基本法では、子どもの権利の尊重をうたい、子どもの権利条約の一般原則に言及し、子どもの意見表明・参加というものを進めることになっております。特に11条に基づき、子どもの意見の反映というものをしなければなりません。例えばこの9月に改訂された、生徒指導提要においてもそうです。

松本市は2013年、平成25年に子どもの権利の条例を定め、意見表明・参加というものを進めております。反映の言葉で言えば、見せましょう、松本市と市民の力を。見せましょう、条例10年の力を。ということです。

5 会議事項

(1) 令和3年度実施事業量等調査結果について

【会長】

会議事項（1）、令和3年度実施事業量等調査結果について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

《配付資料に基づき、施策の方向6、7及び8の事業について担当課から報告》

【会長】

今回は、施策の方向 6、7 及び 8 の事業を説明してもらいました。ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

【委員】

事業番号 805 のショートステイについてですが、令和 2 年が 63 泊、令和 3 年 118 泊ということで、ニーズが増えていると感じております。今のところショートステイの期間が 1 週間というところで行っていると思います。中には 1 週間を超える子どももいて、その場合には児童相談所による一時保護を検討する必要がありますが、一時保護となると保護者からしても、少し敷居が上がるように感じたり、新たな手続きが必要になったりします。今後 2 週間程度に事業を広げるということをお願いできれば、保護者も使いやすいかと感じていますので、よろしくお願いします。

【こども福祉課】

一時保護とのすみ分けですが、例えば保護者から 2~3 週間入院が見込まれる場合、最初の 1 週間はショートステイでその後 2 週間は一時保護でお願いしますなど、児童相談所と個別に相談をさせていただいているところになります。すみ分けについては引き続き児童相談所と協議をしながら、考えていきたいと思っております。

【委員】

同じく 805 番のショートステイの件ですが、令和 2 年度 63 人から令和 3 年度 118 人に増えたというのは、例えばコロナが落ち着いたからなのか、その他に要因があるのか。わかりましたら教えていただきたいと思っております。

【こども福祉課】

件数ですが、令和 2 年度はコロナの影響で施設側が受け入れ中止期間が長かったということで下がっております。令和 3 年度は比較的中止期間が短くなりましたのでその分受け入れ数が増えたという状態です。

【委員】

学校教育課の ICT の関係で質問です。先ほどの説明で欠席連絡などにも利用していくという話があったと思いますが、例えば、朝、検温していると思いますが、これも実施され始めているという理解でよいのかということが 1 点。また、学校からの連絡というお話があったと思いますが、一番は学校からのお便りなのかなと思っています。今後メールなどの方法も考えてらっしゃるのかお伺いしたいです。

【学校教育課】

体温測定 の報告につきましては機能的には実装はしています。しかし、今までの営みもありますので、直ちにシステム化ということは今のところ考えていないところです。徐々に使いながらそのような分野に活用が可能であれば進んでいくというような状況です。

お便りの配信につきましては、もう既に始めている学校もあります。今まで紙に印刷して、子ど

もたちに託して配布していたものが、直接保護者のスマートフォンのアプリに受信するような仕組みになっています。全てアプリで配信しましょうということで実際使っているところもあります。使っているところでは、簡単に保護者に直接伝えられるようになったということで、非常に有効なツールであるというご意見をいただいていますので参考にさせていただければと思います。

【委員】

子どもが小学校に通っていますが、うちの場合は欠席連絡と同じツールで検温の報告も学校側としては行っているようだったので、学校によって違うということですかね。お便りについても学校によるとと思いますが、整備されているということで理解しました。ありがとうございました。

引き続きその関連ですが、学校でコロナの感染者が出たりすると、学級閉鎖になるということが今も続いていると思います。初期の頃は1人1台端末を持ち帰る準備ができていなかったりして、学級閉鎖・学校閉鎖の時にオンラインでの授業できなかったということがよくありましたが、現在はできるように整備されているのか、そのあたりについてお伺いできればと思います。

【学校教育課】

コロナの感染で陽性になった方は、病人ですので無理ですが、自宅待機のお子さんは学びができる状況でありますので、そういったお子さんには、学校とつないで通常の授業に参加できるようにオンライン機材を使ってできるだけ学びを継続するように学校には市教委から願っています。

実際の利用状況は資料を持っていないので説明できることに限りがありますが、学校の中で普通に活用しているところもごございます。学びの内容によってはオンラインで実施できるもの、体育などICTではできない授業など様々ですので、できる教科については活用を進めています。

【委員】

もう一点ICTの関係ですが、1人1台端末で学校の授業の場で活用、オンライン授業でも活用されていると思いますが、それ以外の利用についてはだいぶ制限がかかっていると思います。例えば松本市のこころの鈴。他の課のことになりますが、子どもが相談したいときに、そういうツールを使って相談できるようになるかなど、そのような検討は可能でしょうか。何か制約があれば教えていただければと思います。

【こども育成課】

こころの鈴の相談もそういったものを使ってというような話かと思いますが、市内の受け手側の整備がまだ整っていないという状況があります。今後ICT化も見据えて変わっていかねばいけない部分だと思います。今の段階ではその動画やZoomを受け取ってというような環境整備をこちらでまだ準備ができていないというような状況です。

【学校教育課】

学校の端末には悩みを抱えている子が、相談しやすいので1人1台端末のデスクトップに相談先を配置して、そこを押して相談できるような環境も既に準備しております。これから先の部分についてはまた調整をさせていただきながら、学校でもICT環境は追加で対応を検討したいと考えております。

【委員】

事業番号 712 に ICT 支援員という文言がありますが、これはどのような立場の人か、教員なのか業者なのかなど。また、12 名の配置となっていますが、小中学校合わせて 50 校ありますので、もっと広げる計画はあるのかを教えてくださいたいと思います。

【学校教育課】

ICT 支援員につきましては ICT 分野に長けている民間の方々を、業務委託契約で学校に配置しております。ICT の資格は持っていますが、教員免許を持っている方々ではないというところです。

また、12 名の人員ですが、14 校に 1 名あたりという国のガイドラインもございましたので、基準の中で松本市の場合は計 12 名を配置しているということです。拡大につきましては、学校の支援のニーズ等の状況を含めながら、今後考えていかなければならないと考えております。

ICT の活用は現状にとどまらず、今後、令和 6 年度にデジタル教科書の開始が予定されており、さらに拡大されることが想定されています。現在は、1 人の支援員が学校に着くのではなく、複数の支援員がチームプレーで支援を行うなど、臨機応変な対応で 12 名の中で実施しているところです。今後の進展を考えますと、ご意見いただいたように、今後拡大を検討することは必要かなと考えています。

【委員】

電子黒板を今年度整備できたとお聞きしましたが、どのようなところに整備ができたかということをお聞きしたい。

また、先ほど学校保護者等の連絡等で使えるアプリということで、欠席連絡などもできる便利なツールですので使いやすくいいと思いますが、学校と保護者を繋げるということで PTA の会員から PTA で使えないかという意見が出ています。現在の段階では多分使えないと思うと回答していますが、その辺どのような使い方になるのかを教えてくださいたい。

オンライン Zoom やそのような会議で ICT 教育のデジタルツールを生かした授業ということですが、保護者としては、端末は配備されたが、その後の進みがこれからどうなっていくのかわからない。学校に行けない子は昼夜逆転している子もいるということで、オンデマンド授業等も検討していただけないかという意見もありました。そのあたりどのようにお考えかお聞きしたい。

【学校教育課】

電子黒板を整備した場所については、普通教室では 1 教室に対し 1 台常設です。特別支援学級でも 1 教室に対して 1 台を整備しています。音楽室などの特別教室につきましては、活用の仕方が色々ありますので、小中学校は計 6 台を配備し、移動できるタイプなので使い回しながら活用を図るような形で整備しています。

学校と保護者との間のコミュニケーションのツールの PTA の利用の部分ですが、こちらにつきましては学校からも教育委員会に話が上がってきております。学校をメインとした内容であったり、PTA では PTA の皆さんの中で共有する内容であったり様々なケースがあるといった中で、今のシステムの中でこういった形で実践できるのかという部分は、学校と相談しながら対応することになります。一例を申し上げますと PTA がそのシステムを使うということについて異議を唱えられる保護

者もいるという例があるとのこと。一例ですと学校とPTAで業務委託的な取り交わしを結んで、その範囲の中で学校がPTAの情報をデータでもらって学校、教育長の連名などの形でシステムを使って配信していくなどの形であれば実現できるのではと学校と相談しながら進めています。

オンデマンド方式で授業対応を行うことができないかについては、私はICTの推進担当なので、学校の授業の進め方、在り方につきましては、今この場でお答えできないものですから、後日回答させていただきたいと思います。

【回答】

現在のオンライン授業は「教室の授業に、同時に外から参加する」ことを前提に、教員は通常授業の組み立て及び無編集でライブ配信を行っております。

これに対して同時参加でないオンデマンド方式の場合は、加えてそれに適した授業の組み立てや、カメラ操作や動画編集（文字等の注釈をつける）など、ICTの取扱い能力（スキル）が必要になる事案と考えております。

現行体制の中では、学校現場は授業以外にも日夜遅くにまで及ぶ校務があること、ご要望事項を実現する人員が不足していること等、現段階での即時対応は厳しい状況です。

将来的な不登校の子への対応は非常に重要な課題であり、今回のご意見を生かしたより良い方法を研究していきたいと考えております。

【委員】

事業番号716番の事業について質問させていただきます。保育施設の環境整備安全対策の推進ということで事業概要では保育園の改修、改善とありますが、保護者連盟のアンケートでよく上がる要望として園庭の水はけの悪さがあります。園庭の改善は、今年実施したアンケートですと、42園中14園で要望がありました。また駐車場問題、駐車場が狭いとか、駐車場が遠く、そしてそれにまつわる登園道路の危険。駐車場内が狭いゆえのトラブルというのが9園から改善してほしいというアンケート結果が出ていました。また園舎の老朽化やトイレ、教室の改善をしてほしいというのが10園程からありました。

事業の中で、施設の工事や改修というものが上がっていますが、周りの園庭や駐車場関係に関しては、改善の要望はどのように届いて、どのように実施していただけるのでしょうか。特に駐車場とその登園路に関しては危険な状況に基づく要望でありますので、そこは何か起きてからでは遅いということになりますので、アンケートの声がどのように届いてどのように改善等の方向に動くのかについてお聞きしたい。

【保育課】

園庭の水はけが悪い、駐車場周辺の危険、施設内の老朽化あるいは不具合による改修修理のお話ですが、保護者会からそういった要望があれば担当の職員あるいは施設関係の担当職員も含めてどのような状況かを確認しながら対応できるかを検討していく形になります。私どもも施設の中でここが少し危険だとか、少し離れた場所に駐車場があって、そこから保育園まで手を繋いで歩いてきたとしても、少し危険だなという部分についても日々確認していますが、気がつかない部分もありますので率直な意見をいただきたいと思っています。毎年保護者会の皆さんと意見交換会、懇談会を実施させていただいておりますので、そういった中で要望や意見を出していただくのももちろんですが、各園でそういったことがありましたら、保育園長あるいは保育園長を通して、私ども保育

課にも話は届きますので対応していきたいと思っております。

園庭の水はけについては、土壌や地形の関係もございます。なかなか難しい部分もあると思いますが、園の中でそういった意識を持たれる保護者が多いということで、この話は担当の方へ伝えさせていただきます。

駐車場問題ですが、今現状で駐車場を確保することが難しいところが非常に多いです。私どももその認識があります。保護者会で駐車場を確保する場合には一定の補助金を出すような制度もございます。もしそういったところがあれば、相談いただければその補助金のご案内をしたいと思いますが、土地の事情で、なかなか難しい面もあるのかなということをぜひともご理解いただきたいなところですよ。

もう一点施設の改修ですが、本日お話ししたものは概ね40年で実施する大規模改造です。40年に至るまでの中間の20年で行うのが通常の改修工事になります。それで建物がもたないということであれば、改築に向かっていくわけですが、その間で何かあれば改修を個別で対応していますが、改修工事が近々あるということであれば、その中で実施するようになり、皆さんには不便おかけすることもございます。皆さんにとっては対応が後手になっていると感じられる部分もあるかと思いますが、お気づきの点があれば、ぜひ園長に言っていただきたいと思います。それから保護者会の懇談会等でご意見をいただければ、私共に届きますので、その中で対応させていただきたいと思っております。

【会長】

他に何か質問、意見はありますか。学校関係の委員は何か意見はありませんか。

【委員】

先ほどからICTの関係でいろいろ上がっています。教育委員会で昨年度から機器の整備を順次進めていただいています。どこの学校でも同様に取り組める環境になってきております。一番ありがたいのはICT支援員さんがいてくださるということです。大学から出てきた若い先生などは、もう大学でそういう環境で育ってきているのですんなりと入れますが、ベテランになると、なかなかうまく入りにくいところがありますのでICT支援員さんのお力もお借りしながら、これまで進めてきております。これからも若いからということではなく同じように取り組めるようにということを目指していきたいと思っております。

例えば学級閉鎖になったときに子どもたちは端末を持ち帰って、それで学校と繋ぐことは可能ですし、学校でも順次始めています。先ほどオンデマンドというのがありましたが、授業の様子を撮っておいて、いつでも見られるようにという形のもの、そのあたりはこれからの課題かなと思いますが学校単位でやっていくのは難しいかなと思っております。学校から配信するといっても配信する専門のスタッフがいるわけではないので、結局学級担任が1人でやっています。教室の授業をやりながら、ハイブリッドみたいな形で家にいる子どもとも繋ぐという形でやっていくので、スキルが必要になる部分もございます。これから丁寧に勉強を私達がしていかななくてはならないと思っております。電子黒板の話題も出ましたが、機器は充実してきておりますので、あとは学校でどうやって活用していくかということで、これから進めていきたいと思っております。学校の様子を伝えさせていただきます。

【会長】

評価の基準の欄を見てください。1番目はどこの自治体もやっている事業量や数値目標の評価で、この委員会は、2番目の条例の趣旨への達成度で評価、3番目の条例・計画に対してどのように実施したかで評価、4番目の市民の認識や態度の変化で評価、この2番と3番と4番で評価するということをしてほしいと思います。いずれも数値目標が多いですけれども、数値目標だけでは、委員会の評価にならないということです。目標事業量等という項目については、数値目標が主に書かれていますが、文章でもいいので市民の認識や態度がどのように変化したかということも入れておいてほしいと思います。

私からの質問は、事業番号706番あるぷキッズ支援事業ですが、拡大する予定はないのかということをお聞きしたいと思います。

【こども福祉課】

遊びの教室という就園前のお子さんに対する、発達に少し心配があるというようなお子さんとその保護者に親子で通っていただく教室をしています。今年度より多くの方たちに参加してもらい、学んでほしいというところで、事業の見直しをしています。回数や内容等はその都度検討して、対策を立てています。教室の卒業のときに、通ってみてどうだったか、保護者が何を目的にして参加していただいたかという満足度調査をしています。ここ2、3年コロナの影響で、少人数にしたりとか回数も減ってしまったりとかありましたが、その中で少し工夫をして、来ていただいた方が満足していただけるように取り組んでおります。遊びの教室だけではなく、インクルーシブの提言をもとに教育委員会と検討中でありますので、これからこの支援に向けて検討して拡大していく方向にはなっております。

【会長】

あるぷキッズの事業についてはこの委員会でも評価が高いです。それを踏まえての発言ですけれども、ぜひ拡大をする方向で検討してください。それから目標事業量等の部分は、文章にしてもいいと思います。90%以上ということではなく、今のように文章にしてもいいと思います。

【こども福祉課】

こちらでも文章としてお伝えできるように、考えていきたいと思っております。

(2) 中間報告に向けた取組みについて

【会長】

会議事項(2) 中間報告に向けた取組みについて、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

第2次推進計画中間報告ワークシートをご覧ください。今年度、第2次計画の中間報告書を作成するというので、施策の方向2、3、4についてワーキンググループを設置して検証をお願いしています。これまでのワーキンググループで話し合われた内容を資料にまとめて掲載しています。

それでは、ワーキンググループで話し合われた内容を責任者の方からご説明いただきたいと思

ます。はじめに、施策の方向2のグループから報告をお願いします。

【施策の方向2のグループの責任者】

今回は、子どもの権利の学習支援と保護者に対する広報の2つについて話し合いをしました。1つ目の子どもの権利の学習支援について、成果と課題としては、学習支援は行っていますが課題の中にあるようにコロナ禍で児童館や児童センターへ訪問する回数が減ってしまっているため、命の大切さについて伝える機会が少し減っている。これは徐々に戻ってくると思いますが、学習支援の成果と効果の中で小中学校で何かできないかと考えていました。先ほどからお話にありますように、ICTが進んで動画を視聴する環境が整っているので、給食の時間は今、黙食しているので、そういうときに資料や動画で周知や学習、手間と時間をかけないで学校の中で提供できないかということをご提案させていただきました。

それから命の大切さと子どもの権利はセットですので、両方含めた周知を進めたい。このグループには高校の校長先生がいらっしゃいますが校長先生の横のつながりが学校の児童生徒に話をさせていただくような機会、資料を提供できないかということをご話しました。それから高校の放送部に番組作成とまでは言いませんが放送してもらいたいようなことは何かできないか提案したところ、来年度に向けて今年度から準備を進めていくのであれば可能性が出てくるというのは聞きました。

2つ目の保護者に対する子どもの権利の広報についてですが、こころの鈴通信を活用した方法ということで課題がありました。子育て中の保護者なども相談できることが知られていないのではということで、これについてはこどもプラザやつどいの広場にチラシを配付してPRする、あるいは町会の回覧板で周知して、全部の年齢に向けたPRを進める。そして、「そういえばこころの鈴ってあったな」というようなことをどなたも思ってもらえるような周知に変えていったらどうかということをご提言に入れました。

【施策の方向3のグループの責任者】

子どもの相談・救済の充実のグループから報告させていただきます。まず資料1の3ページ、こころの鈴の関係ですが、前回からの比較として、前回こころの鈴の活動報告書をいただきましたので、それをもとに成果効果は、件数や解決例をもとに記載補充をさせていただいております。課題提言に関して前回からの変更点ということですが、ヤングケアラーの件についても検討させていただいて、こころの鈴通信で触れられないかと提言に加えさせていただいております。それから貧困の問題も同様に、子ども食堂と連携してという意見もありましたので、提言に加えさせていただきました。

こころの鈴の周知というところで現在、案内カードやこころの鈴通信というものを配付されて、それ自体は見いただけていると思いますが、どこかにやっちゃって手元に残らないというケースが多いというところで、例えばクリアファイルという方法の意見が出されました。クリアファイルであれば常に手元にあって、いつでも連絡できるようになるのではということで提言として含めさせていただきます。

それからスクールカウンセラー、ソーシャルワーカーですけれども、こちらに関してはスクールソーシャルワーカーが現在市独自で配置されるようになってきているということでしたのでスクールカウンセラーに関しても同様に市独自の配置をできないかということで提言として挙げております。スクールソーシャルワーカーは現在4名配置されているということでしたが、順番で訪問しているということでしたので、もう少し人数が増えないかということで提言に加えさせていただいております。

【施策の方向4のグループの責任者】

子どもの意見表明、社会参加の促進のグループです。関連事業に沿って多くの意見が毎回出されますが、前回気になった意見を拾っていきたいと思います。平和に関係する事業ですが、松本市の平和への取り組みで平和の日を知らない子どもがいるというような話題になりました。この平和に関係する事業は子どもたちが社会参加を意識する良い機会ですので、平和推進事業に子どもを関わらせたいという意見がでました。

それから、意見表明しやすい環境をつくるための取り組みの部分ですが、タブレットの活用ということがコロナ禍で利用が拡大してくるとSNS上での誹謗中傷、トラブルに巻き込まれる可能性があるという課題が話題になりました。SNS等のネットの危険性や利用のルールを学ぶ機会が必要ではないかと。それから相手を思いやる気持ちを育てる機会とか教育が必要ではないかという意見でした。

それから、子ども会活動の支援ですが、ジュニアリーダー会、まつもと子ども未来委員会もそうですが、コロナ禍ということで活動は減ってきているが、大変良い機会ですし、取り組みでもあるので、ぜひ継続をしていただきたいという意見です。

それから、コミュニティスクールの事業のところですが、コロナ禍で活動回数が減少してきているというようなところから、地域活動を通して防災活動に中学生が防災訓練に参加をするなど地域の一員として活躍している話も出てまいりました。地域の一員としての気持ちを育てていきたいということ、それから、性教育を含め命の大切さを理解し、自己尊重を深める教育の機会を大いに設けてほしいという意見が出されました。

【会長】

委員の皆さんから質問や意見をいただきたいと思います。

無ければ私から。施策の方向の4について、提言のところがよくわからない。例えば1番目、市内外への発信を行うというのはどういう手段で行うのか、2番目の広く市民に広げる工夫があったらよいというのはどういうことなのか。どのような手段、方法で行うということが無いと担当課はわからないと思うのですが、どうでしょうか。

【委員】

ご指摘いただいたとおりだと思います。手段や方法を具体的に明記しないと、担当課も困ると思います。これからのワーキンググループでそのあたり具体的にしていきたいと思います。

【会長】

子どもの相談・救済の充実の6番目、「子どもが親しみしやすい「こころの鈴」を前面に出す」と

いうのは事業に対してどうかというふうに思いますが、どうでしょうか。

【委員】

子どもの権利相談室というのが少し固いので、相談にするに当たってとっつきにくいのではないかという意見がありました。「こころの鈴」というのは非常に親しみやすい印象だったので、こころの鈴を前に出すということでしたが、提言の記載についてはもう少しわかりやすくなるようにしたいと思います。

【委員】

施策の方向2について、色々な提言がありますが、例えば給食の時間は静かに黙っています。本当は子どもたちが楽しくお喋りしながら給食の時間を過ごせばいいのですけれど、そんな時間だからこそ、権利に関わることも学習しようという提言があります。校内放送によってとありましたが、実は人権に関わることは年にそんなに多くはないのですが、お話しはしています。ただ、子どもたちの給食の時間にそういう話をあまり多くの回数はしたくないなという気持ちもあります。それから校長講話でも、命の大切さや、あるいは人権に関わることは、校長が全校の前で喋るのは大体1ヶ月に1回あればいいかなという感じですが、それでもやっぱりその貴重な数少ない中でも話は知っているの、さらに学校にお願いしたらというのは、学校ではますます厳しくなってくるなという感想です。

【会長】

只今のことについて、意見はありますか。

【施策の方向2のグループの責任者】

そのとおりだと思います。手間を増やすというわけではなくて、子どもの権利の日についてとか、条約について、条例についてとか、何か触れていただけたらありがたいかなくらいのつもりです。まるまる1回使ってこれを話してくださいというわけではないので、この後のワーキンググループでもう1回検討したいと思います。

【会長】

学校現場では、松本市の子どもの権利条例について話していますか。

【事務局】

松本市では、11月の松本子どもの権利の日・まつもと子どもの権利ウィークの期間中に、小・中学校の先生にお願いしまして、給食の時間あるいは学校によっては別の時間になると思いますが、3日間に渡り、子どもの権利や条例、こころの鈴や命などのことについて校内放送をお願いしております。

【会長】

校長講話を各校でもらうというのはどういうことでしょうか。

【施策の方向2のグループの責任者】

全体で揃って校長講話でやりましょうということはないのですが、校長会で子どもの権利条約について話題になることがあります。私も校長講話で取り上げています。ただ最近コロナの関係で回数もなく、放送ということですので、ここ2年はできていませんが、何年か前からそういった取り組みも行っています。

【委員】

高校の現場でということでお含みいただければと思います。高校の現場では子どもの権利条例やこころの鈴の認知度が低いということ、子どももなかなか知らなかったことということでもあります。高校の現場でも校内放送等で周知する機会が持てるのではないかと、また、校長講話で生徒に周知することができそうだと提言をさせていただいたところです。

校内放送については各高校に周知をさせていただきました。そして私からも市内の高校にこのようなことがありますので協力と理解をお願いしたいということで現在進んでおります。

しかし、高校の現場で給食はありませんし、昼の時間に放送というのもあまりなじみませんので各学校の都合により、本校の場合は全校で集まる生徒総会がありますので、その冒頭に松本市の職員の方に来ていただきお話をさせていただくというような場を設定させていただきました。

高校の現場では初めてではないかと思いますが、周知ができそうな状況になってきたということで小中学校と足並みが揃えられるように今ちょっと器ができてきたかなと思っています。

【会長】

ではこの箇所は、高校ということを入れたほうがいいということですね。考慮をしてください。それでは、気がついたところは事務局にメール等で連絡するというところでお願いします。

(3) 令和4年度まつもと子どもの権利ウィークについて

【会長】

会議事項(3) 令和4年度まつもと子どもの権利ウィークについて、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

《事務局、配付資料に基づき説明》

【会長】

只今の報告について、委員の皆さんから質問、意見がありましたらお願いします。

【委員】

2番の小中学校での校内放送や、7番のポスターが市内の小中学校となっていますが、高校生への浸透が課題かと思えます。今年は間に合うかどうかわかりませんが、今後の課題として高校に対する取り組みも重視していただければと思います。それから9番のSNSによる情報発信も高校生に見てもらい取り組みを検討できればと思います。

【事務局】

高校と連携を図って、できるだけ協力の依頼をしてみたいです。

【委員】

松本の取り組みが10年も経つのに他の市町村に全然広がっていかない。NHKや民法などのテレビ局で長野県下の市町村へ流す。コマーシャルでもいいのですが、周りの市町村が松本にならえと言ってついてきてくれるような取り組みにしたいという思いが強いです。テレビ松本は、ケーブルが入っているここら辺の人だけですので、やはり県下各市町村に知らせたいと、そういう思いが強いです。

【会長】

これも貴重な意見として事務局に活かしてほしいと思います。

他に、ご意見等がありますか。無ければ以上をもちまして会議事項を終了したいと思います。

【事務局】

それでは、以上をもちまして第7回松本市子どもにやさしいまちづくり委員会を終了いたします。ありがとうございました。